## 八代市監查委員公告第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、随時監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成29年9月28日

八代市監査委員 江 﨑 眞 通 八代市監査委員 藤 﨑 智

## 随時監査結果に対する 措置状況報告書

八代市監查委員

八代市監査委員 様

八代市長

随時監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 坂本支所地域振興課

監査実施期間 平成29年 7月 3日 ~ 平成29年 7月14日

今回の公金着服事案の発生は、次にあげるものが要因と考えられる。

- ①通帳は施錠されていないキャビネットに保管されており、印鑑は施錠できる机に保管されていたものの、鍵の保管が厳重ではなく、管理監督者が不在の場合に使用することができた。
- ②管理監督者に支出伺等の書類による許可を得ることなく、口座から現金を引き出すこと ができた。
- ③管理監督者における支払の確認が行われていなかったため、支払い用の現金を引き出し たにも関わらず、一部の業者への支払いがされていなかった。
- ④出納簿が作成されておらず、現金の流れと通帳の照合が行われていなかった。

この要因を解消するために、次のような取り組みを行っていただきたい。

- ①通帳、印鑑の適正な保管・管理、現金の適正な管理
- ②根拠書類に基づいた収入、支出の伺の作成、完了の確認
- ③出納簿による収支の管理
- ④管理監督者による定期的な出納簿と通帳の照合

指摘事項

①指摘のあった通帳、現金の保管については、必ず市民サービス係の出納金庫に全て保管するように改善しました。

出し入れする際には、「預金通帳受入・払出記録簿」「現金・金券預戻簿」に記入し、使用する職員と市民サービス係の職員で確認を行っています。

印鑑については、常時施錠した机に保管しており、管理監督者が鍵の保管を厳重に行い、 金融機関の払出書への押印は管理監督者が行うよう改善しました。

また、坂本ふるさとまつり運営委員会会長印については、文書用の印を作成し、通帳印と 分けるように改善しました。

②収入、支出伺については、様式の見直しを行い、根拠資料も明確に取り決め、伺の様式に 通帳確認決裁欄、支払確認決裁欄を設け、1枚の伺についての会計事務の完了まで確認でき るように改善しました。

- ③出納簿の様式を作成し、収入・支出があった際には全て記載するように改善しました。
- ④出納簿と通帳との照合確認については、課長が月締めで行うよう改善しました。

なお、坂本支所地域振興課に事務局があり、会計事務を行っているものを対象とした「各種団体会計事務の手引き」を作成し、各種帳簿と通帳及び現金の取扱について明確に取り決め、管理監督者による定期的な確認等のチェック体制を確立しました。

それに基づき、9月1日から地域振興課内の各種団体会計事務について、統一した取扱を 行うこととし、課内職員が共通認識を持って公金等を取り扱うよう徹底します。